

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年11月28日（平成30年（行個）諮問第210号）

答申日：令和2年9月23日（令和2年度（行個）答申第85号）

事件名：本人の夫の労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の夫の（特定個人）が平成29年特定日に労働災害により、死亡した件について特定労働基準監督署の担当官が作成した、災害調査復命書及び写真を含む添付資料の全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年8月20日付け福島労発基0820第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成30年6月27日付け（同月28日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

イ これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年8月31日付け（同年9月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、審査請求人が法12条に定める開

示請求権を有する者でないため、本来であれば、原処分において不開示とすべき事案に該当するが、既に原処分において、本件対象保有個人情報情報を保有していることを明らかにした上で、一部開示決定を行っており、原処分を取り消して改めて法18条2項の規定を適用する意味はないことから、原処分は結論において妥当であるとして諮問を行う。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4の各文書である。

イ 災害調査及び災害調査復命書について

(ア) 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定される職権に基づき、関係者の任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、再発防止策を決定するまでの一連の事務である。災害調査を通じて確認した法違反等に対して、行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して、労働安全衛生法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制等の人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から、様々な要因が複雑に絡み合った災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における実効ある再発防止対策を検討するとともに、同種災害の防止のために必要な施策も検討することとしている。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。また、災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかつた部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場の周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等の聴取等を行うことにより、上記の記録と組み合わせて災害発生状況を的確に把握する。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者との相互の信頼関係を前提にして、多数の関係者から任意の協力により、迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法

等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

(イ) 災害調査復命書について

上記(ア)のとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策並びにこれらを踏まえた上で行政上の措置に係る所見を災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば、調査事実を項目ごとや時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合により調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場あるいは同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案のみの確認を行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程に至るまでを災害調査復命書を通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ、的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署（以下「監督署」という。）において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され、これらの機関において、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように、災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

(ウ) 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付資料（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写

真等が添付されている。

ウ 不開示情報該当性について

審査請求人は、特定事業場において労働災害に被災した労働者の夫人である。

法2条2項において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの」等と規定されており、死者に関する情報は含まれないものとされているが、死者に関する情報が遺族の個人情報となる場合には、当該遺族は自己の個人情報として開示請求を行うことができるとされている。

平成20年度（行個）答申第221号において、死者が労災保険給付を受けていた疾病に関して遺族として労災保険給付を請求し、支給を受けている又は過去に受けたことがある場合には、当該労災保険給付に関わる死者の情報に関しては、遺族も開示請求権を有しているとみなすとされている。

ただし、その趣旨は、例外的に遺族が死者の情報について開示請求権を有すると認められる場合であっても、死者の情報全てについて開示請求権があると解されるものではなく、その範囲は、労災保険給付に関わる死者の情報に限られるものと解するのが相当である。

以上により、本件対象保有個人情報は、被災労働者の労災保険給付に関わる情報ではないため、審査請求人は、法12条1項に規定する開示請求権を有しているとは認められないことから、不開示とすることが妥当である。

エ 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張するが、保有個人情報該当性については上記ウで述べたとおりであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

オ 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 補充理由説明書

諮問庁としては、理由説明書（上記1）において、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことを述べたところであるが、仮に保有個人情報であった場合の不開示情報該当性について予備的に補充して説明する。

(1) 法14条2号該当性について

文書1①、⑥ないし⑧、⑩、⑬及び⑳、文書2②及び⑤並びに文書4

①ないし④，⑥及び⑦には，審査請求人以外の個人に関する氏名，職名等の情報であって，特定の個人を識別することができるものが記載されている。これらの情報は，法14条2号本文に該当し，同号ただし書でないしハのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

文書1②及び⑰ないし⑲並びに文書4①，⑤，⑥及び⑧には，法人の印影や，法人から提出された情報で当該法人の秘密等に係る情報が記載されている。これらの情報は，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条7号柱書き及びイ妥当性について

文書1⑰ないし⑲並びに文書4①及び⑤ないし⑧には，労働基準監督機関が行う事務に関する情報であって，開示することにより，当該事務の性質上，当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの及び法令違反等についての労働基準監督機関の基準が明らかとなり，違法な行為の発見を困難にするおそれがあるものが記載されている。このため，これらの情報は，法14条7号柱書き及びイに該当し，不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち，文書1③ないし⑤，⑨，⑪，⑫，⑭ないし⑯及び⑳，文書2①，③及び④並びに文書3は，法14条各号に定める不開示情報に該当しないため，新たに開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成30年11月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年3月16日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ④ | 同年6月18日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月27日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は，審査請求人の夫が労働災害で死亡した件についての災害調査復命書及び添付資料である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部を，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして，不開示とする原処分を行ったが，諮問庁は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして全部不開示とすべき

であったとして、原処分を結論において妥当としていることから、以下、まず、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

- (1) 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであることから、法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、開示請求対象として予定しているのは、「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみであるが、死者についての個人に関する情報であっても、それが同時に遺族等本人の個人情報となる場合には、当該遺族等が、自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると解される。
- (2) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について、理由説明書（上記第3の1（3））において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は、本件労働災害に関し、特定監督署が実施した災害調査を取りまとめた災害調査復命書及び添付資料に記録された保有個人情報である。災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、労働安全衛生法等の法違反の有無だけでなく、人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実行ある再発防止対策を検討するとともに、当該調査を取りまとめた災害調査復命書及び添付資料は、同種災害の防止のために必要な施策を検討するために使用するものである。

イ 労災事故における被災労働者の遺族が死者である被災労働者の個人に関する情報について開示請求権を有すると認められる場合であっても、その範囲は、「労災保険給付に関わる死者の情報に限られる」とものと解するのが相当であり、本件対象保有個人情報は、被災労働者の労災保険給付に関わる情報ではないため、審査請求人は、法12条1項に規定する開示請求権を有しているとは認められない。

- (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件労働災害により死亡した被災労働者の氏名、障害の部位及び傷病名のほか、災害発生状況及び原因並びに災害発生時の状況を撮影した写真、図示した略図、関係法令違反の状況等が記録されていることが認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、その夫である被災労働者の死亡後、被災労働者の遺族として労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金を請求し、本件労働災害が業務上の事由によるものと判断されたため、その支給決定を受けているとのことである。

イ 当審査会において労働者災害補償保険法の関係規定を確認したとこ

る、労働者の業務上の死亡等に関する保険給付の一つである遺族補償年金は、労働者の死亡の当時、同法16条の2第1項に定める遺族（労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者のうち、同項各号の要件に該当するもの）が、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序により、その一人が受けることができるとされていることが確認された。

ウ そうすると、遺族補償年金の支給決定を受けた審査請求人は、本件労働災害に関し、その夫である被災労働者が勤務していた特定事業場に対する損害賠償請求権を取得し得る立場にあると考えられるところ、上記のとおり、本件対象保有個人情報、本件労働災害の発生状況及び原因並びに本件労働災害が発生したときの状況に関する図等、損害賠償請求権の存否に密接に関連する情報であると認められる。

(4) 上記(3)を踏まえると、本件対象保有個人情報は、死亡した被災労働者についての個人に関する情報であると同時に、その遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。

3 不開示情報該当性について

上記2のとおり、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報と認められることから、当審査会において本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁が、仮に保有個人情報であった場合になお不開示が妥当としている部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 文書1①に掲げる部分

当該部分は、災害調査復命書の「面接者職氏名」欄の記載のうち、特定事業場の名称部分である。

当該部分には、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が含まれているとは認められない。また、原処分において既に開示されている情報と同じ内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 文書1②に掲げる部分

当該部分は、災害調査復命書の記載のうち、労働災害が発生した工事の工事番号、工期及び発注者の記載である。当該工事は、地方自治体の発注による公共工事であり、入札公告が行われることが通例であ

ること等を踏まえると、これらの情報は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該情報を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 文書1⑰及び⑱

当該部分は、災害調査復命書の記載のうち、項目見出しの一部であり、原処分において開示されている情報と同じ内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、法令違反等に伴う措置基準が明らかになるとは認められず、監督署が行う安全衛生指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は監督署が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 文書1⑲

当該部分のうち「措置」欄の年月日部分は空欄であり、その余の部分には労働基準監督署長の判決の日付及び判決内容として事務的な記載があるのみである。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書4①の(1)に掲げる部分

当該部分は、特定監督署の求めに応じて特定事業場から提出された資料のうち資料1ないし3の標題である。

当該部分には、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が含まれているとは認められない。また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同じ内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に加え、上記ウと同様の理由により、同条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 文書4①の(2)に掲げる部分及び文書4⑥のうち「工事名」欄

当該部分は、特定監督署の求めに応じて特定事業場から提出された

資料の一部であり、文書 4 ①は労働災害が起きた工事の概要資料の一部、文書 4 ⑥は被災当日に当該工事現場で行われた危険予知活動記録の一部である。

当該部分のうち文書 4 ①には、発注者の代表者 2 人及び職員 2 人並びに施工者の代表者 1 人の各職氏名並びに施工者の職員 2 人の職名が記載されており、それぞれ法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

このうち、施工者の代表者の職氏名は原処分で開示されており、その職員 2 人の職名は、諮問庁が新たに開示することとしている情報又はこれと同等の情報であると認められる。また、発注者の計 4 人の職氏名のうち、職名は法 1 4 条 2 号ただし書ハに該当し、氏名については、発注者である地方自治体の個人情報保護条例を当審査会において確認したところ、職務の遂行に係る公務員の職及び氏名が開示情報から除外されていることが確認されたことから、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分のうち文書 4 ⑥には、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

また、当該部分の記載内容は、上記アで述べたとおり、当該工事が地方自治体の公共工事であることを踏まえると、審査請求人が知り得る情報と認められる。そのうち、文書 4 ①の施工者の社名は原処分で開示されており、文書 4 ①及び⑥に共通する「工事名」並びに文書 4 ①の工事場所は、諮問庁が新たに開示することとしている情報である。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に加え、上記ウと同様の理由により、同条 3 号イ並びに 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 文書 4 ②

当該部分は、被災労働者の健康診断結果通知票に記載された医師の氏名であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人を識別することができる情報と認められるが、審査請求人の知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

ク 文書 4 ⑥（上記力を除く。）

当該部分は、危険予知活動記録の一部であり、被災労働者が被災当日に従事した作業内容の記載である。当該部分は、原処分において開

示されている情報と同じ情報であることから、審査請求人が知り得る情報と認められる。また、当該部分には、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に加え、上記ウと同様の理由により、同条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 文書1①、⑥ないし⑧、⑩、⑬及び⑳、文書2②及び⑤並びに文書4④及び⑦並びに文書4①のうち資料2の現場の安全衛生管理組織図中個人の氏名部分

当該部分は、特定の個人の氏名、写真に写った人影等であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1②、文書4①（上記アを除く。）、⑤、⑥及び⑧

当該部分は、工事の請負金額、危険予知活動チェック結果等の特定事業場の業務に係る内部情報であり、これを開示すると、取引関係等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書1⑰ないし⑱

当該部分には、特定監督署による災害調査の結果に基づく労働安全衛生法等の法違反の検討結果及び同様の事故を防止するために調査担当官が判断した対策等が記載されている。

このため、当該部分を開示すると、労働基準監督機関が行う災害調査の調査手法・着眼点が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当

である。

エ 文書 4 ②及び③

当該部分は、いずれも特定の医師の印影及び署名であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影及び署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、印影及び署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 1 2 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 1 4 条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とすべきであったとしていることについては、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとしてもなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ並びに 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書番号及び文書名		2 不開示部分		3 法14条各号該当性等	4 2欄のうち開示すべき部分
文書1	災害調査復命書(本文)	1	① 「面接者職氏名」欄	2号	特定事業場の名称
		2	② 10行目6文字目ないし最終文字, 13行目4文字目ないし最終文字, 14行目6文字目ないし最終文字, 15行目5文字目ないし最終文字	3号イ	10行目, 13行目, 15行目
			③ ②以外の不開示部分	新たに開示	
		3	④ 3行目ないし7行目	新たに開示	
			⑤ 11行目, 12行目及び14行目(⑥を除く。)	新たに開示	
			⑥ 11行目5文字目ないし8文字目, 13文字目, 14文字目, 12行目6文字目ないし8文字目, 14行目4文字目ないし6文字目, 11文字目	2号	
			⑦ 18行目及び19行目の不開示部分	2号	
			⑧ 23行目38文字目	2号	
			⑨ 23行目及び24行目の不開示部分(⑧を除く。)	新たに開示	
		4	⑩ 1行目7文字目, 8文字目, 2行目1文字目, 2文字目, 4行目4文字目, 5文字目, 9文字目	2号	
			⑪ ⑩以外の不開示部分	新たに開示	
		5	⑫ 不開示部分	新たに開示	
		6	⑬ 15行目4文字目ないし6文字目, 17行目6文字目, 7文字目	2号	
			⑭ ⑬以外の不開示部分	新たに開示	
		7	⑮ 不開示部分	新たに開示	
		8	⑯ 2行目ないし9行目	新たに開示	

			⑰	⑰以外の不開示部分	3号イ, 7号柱書き及びイ	10行目見出し
		9	⑱	「違反条項」, 「措置」, 「署長判決および意見」及び「調査官の意見および参考事項」の各欄の不開示部分	3号イ, 7号柱書き及びイ	「措置」欄の年月日部分, 「署長判決および意見」欄
		10	⑲	不開示部分	3号イ, 7号柱書き及びイ	1行目見出し
		11	⑳	9行目(㉑を除く。)	新たに開示	
			㉑	9行目9文字目ないし11文字目	2号	
文書2	災害調査復命書(写真)	12ないし14	㉒	写真番号2, 3及び6の写真及び説明欄	新たに開示	
		13, 14	㉓	写真番号4及び5の写真の人影	2号	
			㉔	写真番号4及び5の写真及び説明欄(㉓を除く。)	新たに開示	
		16	㉕	写真番号9の説明欄の不開示部分	新たに開示	
		18	㉖	写真番号13及び14の写真及び説明欄	2号	
文書3	災害調査復命書(見取図)	20, 22ないし24	㉗	見取図2号, 4号ないし6号の不開示部分	新たに開示	
文書4	災害調査復命書(添付資料)	26ないし29	㉘	資料1の工事概要, 資料2の現場の安全衛生管理組織図, 資料3の重機の特定制自主検査記録表	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	(1) 資料1ないし資料3の標題 (2) 資料1(標題, 請負金額の金額部分及び施工者の

					職員 2 人の 氏名を除 く。)
3 1	②	資料 5 の被災者の健康診断結 果通知票の医師氏名及び印影	2 号		医師氏名
3 3	③	資料 7 の被災者の死亡診断書 の医師氏名（署名）	2 号		
3 4 , 3 5	④	資料 8 の特定個人の資格証	2 号		
3 6	⑤	資料 9 の平成 2 9 年特定日の 危険予知活動記録の左上及び 右上の枠外の不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き及 びイ		
	⑥	資料 9 の平成 2 9 年特定日の 危険予知活動記録の上側の 不開示部分	2 号, 3 号 イ, 7 号柱 書き及びイ		「工事名」 欄及び「本 日の作業内 容」欄
	⑦	資料 9 の平成 2 9 年特定日の 危険予知活動記録の「参加者 氏名」及び「資格者・役割 等」の不開示部分	2 号, 7 号 柱書き及び イ		
	⑧	資料 9 の平成 2 9 年特定日の 危険予知活動記録の下側の 不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き及 びイ		